

平成 29 年度 藤沢清流高等学校 不祥事ゼロプログラム

藤沢清流高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり平成 29 年度不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

藤沢清流高等学校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

(1) 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

ア 目標

公務外の不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

事故防止会議や朝の打合せ等で公務外非行の事例や所属長メッセージを示し、公務員としての自覚をもち、県民の誤解を受ける恐れのある行為についての認識を深め、不祥事を未然に防止する。職員行動指針の周知・徹底を図る。

(2) わいせつ・セクシャルハラスメント行為の防止

ア 目標

わいせつ、セクシャルハラスメント行為等の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

不祥事防止職員啓発資料をもとに、職員を対象に校内研修会を実施し、職員の意識高揚に努める。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

不祥事防止職員啓発資料をもとに、職員を対象とした生徒の人権侵害に係る不祥事防止研修会を開催し、不祥事防止に努める。

(4) 会計事務の適正執行（備品の現物照合）

ア 目標

適正な会計処理及び財産管理を行う。

イ 行動計画

全職員に対して平成 29 年 6 月末までに会計事故防止研修会を開催する。また、私費会計を対象に、4 月中旬までに前年度の決算会計監査及び 10 月末までに中間会計監査を行う。また、備品の現物照合を年度内に行う。

(5) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流出を未然に防止するとともに、情報セキュリティ対策を行う。

イ 行動計画

平成 29 年 6 月末まで USB メモリ等の外部記憶媒体の管理、及び携帯電話番号・電子メールアドレスなど個人情報の外部持ち出しの取扱を徹底する。

(6) 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止

ア 目標

交通事故の発生を未然に防止する。また、酒酔い、酒気帯び運転の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

教職員を対象に校内交通安全研修会を開催し、職員の意識高揚に努める。

(7) 調査書・進路関係書類の作成及びそれらの取り扱いに係る事故防止

ア 目標

調査書・進路関係書類の作成・発行の誤りを未然に防止する。

イ 行動計画

調査書の作成・発行について、作成の注意点や作成スケジュールを事前に職員に周知徹底する。また、調査書点検を全職員で行い誤りを未然に防止する。

(8) 定期試験等の作成・成績処理のミス防止

ア 目標

定期試験等の問題作成及び成績処理に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

「試験問題作成チェックリスト」の利用を各教科担当者に周知徹底する。また、成績処理の点検確認について他教科を交えて複数回実施する。

(9) 外部からの連絡および情報提供に対して適切に対応する

ア 目標

保護者や地域住民、その他の外部からの電話連絡・情報提供に対して迅速かつ適切に対応する。

イ 行動計画

教職員に対して外部からの電話への対応の仕方及び情報提供への対応などについての研修会を実施する。

(10) 入試選抜業務におけるミス防止

ア 目標

入試選抜業務に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

本年度の採点業務における反省を踏まえ、作業に関する全ての手順を見直し、面接のシミュレーションを含む事前研修等を数回実施する。

※今年度も各グループで不祥事防止について話し合いを行い、事故防止会議においてグループごとの発表を行う。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年10月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年11月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年1月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は新たな目標設定案を作成し、平成30年度における藤沢清流高校不祥事ゼロプログラムの策定に資する。

4 実施結果

3の(3)に係る検証結果を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、藤沢清流高等学校HPに公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画経営会議がこれを行う。